

国宝『信貴山縁起絵巻』第二卷「延喜加持卷」再考

—『扶桑略記』と『山槐記』をめぐる—

大西 春香

はじめに

国宝『信貴山縁起絵巻』は十二世紀後半に成立した社寺縁起絵巻である。三巻に仕立てられたこの絵巻には、信貴山中に籠り毘沙門天を勧請して様々な奇瑞を行った、修行僧命蓮（生没年未詳）に関する物語が語られる。第一巻「山崎長者巻」では、長者が飛んできた鉢への布施を怠り倉に鉢を仕舞いこんでしまつと、鉢が倉を載せて飛んで行つてしまふ。慌てた長者一行が鉢と倉を追つて辿り着いた山中で命蓮に事情を説明すると、命蓮は倉を留め置き、中身の米俵は全て長者宅へ飛ばし返すという場面が語られる。なお第一巻は絵のみを伝え、詞書は欠落している。続く第二巻「延喜加持卷」では、命蓮が病に臥す醍醐天皇（八八五〜九三〇）の加持祈禱を行う姿が語られる。醍醐

天皇の病平癒のため様々な加持祈禱が行われるも回復の兆しが見えぬなか、使いからの依頼で命蓮は山から下りずに加持祈禱を行い、護法童子を天皇の元へ飛ばすことで天皇の病平癒を果たす。そして第三巻「尼公巻」では、命蓮の姉である尼公が、命蓮が東大寺で受戒したことを手掛かりに信濃から命蓮を訪ね歩く様子が語られる。尼公が東大寺の廬舎那仏に祈ると夢告があり、無事に再会を果たした姉弟はその後山中で共に修行に励む。また信貴山には今でも利益があると、人々が参る様子が語られ物語が結ばれる。これら三巻は奈良県生駒郡にある信貴山朝護孫子寺が所蔵し、一九五一年六月九日に国宝指定された。現在は奈良国立博物館に寄託している。

小稿では第二巻「延喜加持卷」を取り上げる。先述の通り、第二巻では命蓮が山中で加持祈禱を行い天皇の病平癒を果たす

物語が語られ、数多の僧に勝る命蓮の功験を読み取ることができ

きる。命蓮が醍醐天皇の加持祈禱を行ったことは、『扶桑略記』

第二十四裏書の延長八年（九三〇）八月十九日条に伝えられて

いる。したがって、第二巻に語られる醍醐天皇の病は、同年六

月二十六日に起こった清涼殿落雷事件によるものと考えられて

いる。ただしその後、醍醐天皇の体調は不安定な状態が続き、

同年九月二十九日に崩御してしまう。第二巻は事実と異なる内

容を語っていることが分かる。また『山槐記』にも天皇の加持

祈禱を行った人物として命蓮の名が伝わっており、第二巻は三

巻のうち唯一、他の文献に命蓮の事績を確認できる巻なのであ

る。このことは、国宝『信貴山縁起絵巻』全体の制作意図にも

関わってけると言える。これらのことを踏まえて以下、まず醍

醐天皇が崩御した日のことがどのように伝えられているのかを

確認し、醍醐天皇崩御が史実として確認できることを指摘する。

また『扶桑略記』と『山槐記』とに伝わる命蓮の加持祈禱に着

目し、第二巻に語られる内容そのものと断定することはできな

いが、院政期には第二巻に語られるような命蓮の伝記がすでに

伝わっていた可能性を指摘する。

一、醍醐天皇崩御について

醍醐天皇は、寛平九年（八九七）～延長八年（九三〇）に在

位した第六十代天皇である。醍醐天皇による政治は延喜・天曆

の治と呼ばれ、聖代として尊敬された。一方で、右大臣であっ

た菅原道真（八四五～九〇三）を左遷した藤原時平（八七一～

九〇九）の死以降、時平の妹の子であった保明皇太子（九〇三

～九二五）が亡くなり、次に皇太子になった慶頼王（九二一～

九二五）も続けて亡くなるなど、醍醐天皇の朝廷で続いた不幸

は道真の崇りと伝えられている。さらに『道賢上人冥途記』では、

一時的な他界遍歴をする道賢上人（九〇五？～九八五？）が金

峰山浄土で道真に会い、醍醐天皇と藤原時平が地獄で苦しむ姿

を見たという物語が語られている。

さて、醍醐天皇は延長八年六月二十六日に起こった清涼殿落

雷によって病に臥してしまふ。この落雷事件もまた道真の崇り

と噂されるが、このことは『日本紀略』醍醐条に以下のように

伝えられている。以降、引用の際、旧字体は新字体に改めた。

六月（略）廿六日戌午。諸卿侍殿上。各議請雨之事。午三

刻。従愛宕山上黒雲起。急有陰澤。俄而雷声大鳴。墮清涼

殿第一柱上。有霹靂神火。侍殿上之者。大納言正三位兼行
 民部卿藤原朝臣清貫衣燒胸裂夭亡。年六十四。又從四位下行右
 中弁兼内藏頭平朝臣希世顔燒而臥。又登紫宸殿者。右兵衛
 佐美努忠包髮燒死亡。紀蔭連腹燔悶亂。安曇宗仁膝燒而臥。
 民部卿朝臣載半蒞至陽明門外載車。希世朝臣載半蒞。至修
 明門外載車。時両家之人悉亂一入侍。哭泣之声。禁止不休。
 自是天皇不_レ予。^①

また、『扶桑略記』第二十四には以下のように伝えられている。

六月廿六日。未時大納言民部卿藤原清貫。年六十四、參議、保明之四男也。并右中
 弁内藏頭平希世。及近衛二人。於清涼殿為雷被震。主上惶
 怖。玉体不念。遷一幸常寧殿。(略)^②

加えて、次章で詳述するが、この落雷以降何度も加持祈祷が
 行われるも同年九月二十九日に醍醐天皇は崩御する。したがっ
 て、命蓮の加持祈祷により病平癒を果たす醍醐天皇の物語を語
 る第二巻が、史実とは異なる内容であることは明らかである。
 では何故に第二巻のような命蓮の事績が語られたのかが大きな
 問題となるわけだが、本章ではまず、醍醐天皇崩御がどのよう

に伝えられているのかを確認する。以下、醍醐天皇崩御を伝え
 る記事を表にまとめた。

表 延長八年九月二十九日、醍醐天皇崩御について^③

書名・巻数等	本文(抜粋)
一 『日本紀略』 醍醐	九月(略)廿九日己丑。以太上皇第十三皇子章明為親 <small>年七。</small> 王。第十二皇女靖子。第十六英子等為内親王。今 日。依太上皇不 _レ 予。大赦天下。卯刻。法皇幸右近衛府。 未一刻。太上皇崩給。或云。落御髮。尊意為戒師。法 皇還御。天下諒陰。法名宝金剛。見重明記。 九月(略)廿九日己丑。略未刻。太上天皇崩。天下諒陰。
二 同右、朱雀院	醍醐天皇崩御事 <small>通鑑卷四百七</small> <small>延長八年、(略)九月、(略)廿九日。上皇受於山座主 三掃三聚淨戒等。未刻崩於右近衛。<small>十卷。</small></small>
三 『醍醐寺雜事 記』	李部王記云、延長八年九月廿九日丑時。院御病大漸。 右大臣承詔。令藏人所於七寺修御諷誦。日巳時上令奏 英明朝臣參六條院。申受給三掃戒之由。 <small>通鑑卷四百七</small> 左 大臣即仰遣尊意法師用意。其間日晚。法皇臨御故不果奏。 此曉左大臣奏剃御頭髮可 _レ 宜之由。余即奏左大臣昨日之 意。故有此事。英明朝臣未報命之間。御病弥困。即令 彈正親王以早可受戒由仰左大臣。尊意法師則進奉授三 掃戒及三聚淨戒。上強洗授受之。余授持之。尊意又三 剃御頭髮。奉進法名。曰宝金剛。乃詔余書之。有頃法 皇又臨訪。即令彈正親王御。左大臣早還大内。日中法 皇出御座。進齋供。左大臣進御所請遣詔。及請還啓陳。 上不許。還陣乃命以不可上諡号及以左大臣為太上皇。 醍醐寺施入供米。充年分度者之由。又召彈正親王及余 同承之。又急召左大臣去左右命密事。大臣還宮。大赦 天下。八虐以下悉原之。祈聖行。是例。四刻上西首右 脇登霞。春秋冊有六。
四 同右	

五	『西宮記』卷十二裏書「天皇崩御條」	延長八年九月廿九日吏部記云、午四尅上、西首右脇登遐、春秋四十有六、余云々、自内裏有仰、令僧廿口、昼誦法華經、夕持念仏、 <small>唯右四口後兼讀經</small> 、日供御洗一度膳、及 <small>焼名香鑪<small>内名香、短、戸外、</small>云々、</small>
六	『扶桑略記』第二十四裏書	九月廿九日、己丑、依御惱危、遂落饒歸眞、未刻崩于右近衛府、御年四十六、

表にまとめた記事より、醍醐天皇が崩御したことは史実であることが確認できる。したがって先述の通り、第二巻に語られる醍醐天皇の病平癒という命蓮の事績が史実とは異なることは明らかである。では何故に、第二巻において命蓮の功験の大きさが語られたのだろうか。続けて、他の文献に伝わる命蓮の加持祈祷について確認していく。

二、『扶桑略記』における命蓮の加持祈祷

国宝『信貴山縁起絵巻』第二巻に語られる命蓮による醍醐天皇への加持祈祷は、『扶桑略記』と『山槐記』に伝えられている。このことは従来、第二巻における加持祈祷について考察する際に指摘されてきた。本章では『扶桑略記』に伝わる命蓮の加持祈祷に着目するが、まず『扶桑略記』がどのような特徴を持つ書であるのかを先行研究から確認する。

『扶桑略記』は神武天皇より堀河天皇（一〇七九～一一〇七）

の寛治八年（一一〇九）三月二日までの日本の歴史を、仏教に關連する事柄を中心に略述した私撰の編年体歴史書である。成立年代は未詳で、編者は比叡山の僧皇円（生没年未詳）とされているが、なお検討を要することが指摘されている^③。本書は帝王系図の類をもとに和漢年代記を書き入れ、後に六国史以下の国史実録や、とくに僧伝・縁起類など仏教關係の記事を書き入れて編纂したものと考えられている。平田俊春氏は「扶桑略記の研究」^④で、「扶桑略記の引抄の態度」について以下の四点を挙げている。

- (一) 略記の本文はすべて他の文献の引抄であつて、編者の記文は殆んど見出されず、その意見をいう場合は分註において「私云」とことわつている。
- (二) 略記は大体において、原文を忠実に引抄するのを原則としてをり、従つて今日現存する文献の校訂に役立つものが多い。
- (三) 長文を引抄する際には、省略の方法が粗雑で、原文の意味を誤つたものも多い。
- (四) 同一書物で異つた条を一つにまとめたり、あるいは二つの書物を併せて一つにまとめる場合に、無理な作為

をして、全く新たな異説のもとをなしている場合が少なくない。

以上を通して考えると、略記に引抄されている書で、現存しているものは、すべて原本を用い、略記はただ、その校訂に役立たしめることに止めなければならぬ。しかし略記には、今日、現存していない書物が多く引用されている。これには略記によらざるを得ないものがあり、その際には、現存書との比較によつて得た上記の結論が批判の重要な参考となるであろう。

さらに平田氏は同論文において、「扶桑略記の史的意義について」は以下の五点を挙げている。

第一に略記が引用記事に典拠を注したことである。これはわが国史学史上、一つの新しい体例を開いたものであり、しかもそののち長く絶え、大日本史によく復活したところで、近代的な修史の形式の先駆として嘆賞すべきところであろう。(略)

第二に、総合的な日本通史の編修である。古事記、あるいは日本書紀以後、国史の編纂が行われたが、それらの修

史は前の国史を書きつぐという性質のものであり、これらの後を追うて新国史、あるいは本朝世紀も同じ意図の下に企てられているが、扶桑略記は仏教を中心とした日本の略史を編纂するという立場において国初以来の歴史を再編したものであつた。かくの如き意味における修史として、前に旧事本紀、ほぼ時を同じくして日本紀略をあげうるであろう。しかし旧事本紀は単に記紀古語拾遺などの分類統合であり、日本紀略も六国史時代はそれのみ抜書し、その後は外記日記等を附加したに過ぎず、いわば本朝世紀のごとき新しき編著に、それ以前の史書を結びつけたに過ぎない。これに対し扶桑略記は帝王系図という年代記を基にして、国史、日記、実録、伝記、縁起、その他多くの記録を蒐集して、全く新たな通史をここに編纂したのである。もとよりその引抄の法において、また記述において問題となる点が多いが、国初以来の歴史についての編纂事業を始めて企てたものであり、この点においても史学史上、注目されるであろう。

第三に注意すべきは、その歴史意識である。略記は大体において資料の綴輯であり、その歴史観を明かにのべている条はほとんどないが、国史全体を総観するに、末法思想

の立場を以て貫いている。(略)

第四に注意すべきは、その史料批判である。略記の編者は、史料の引抄のみに止めることを原則とし、これに意見のある場合は「私云」と分注していることは所々にあげたごとくであるが、それが諸書間の異同について、また年月日の矛盾について、極めて精緻な批判であり、科学的な立論であるものが多い。これも愚管抄、あるいは神皇正統記、元亨釈書に見える批判の先駆とすることが出来る。

第五に注意すべきは、世界的立場をとっていることである。すなわち各所において印度の年代を記し、支那の年号とも対比して、それぞれの国の記事も抄記している。これは仏教中心という立場が自ら然らしめたところであるが、かかる和漢対照の歴史書はこれが最初であり、こののちの年代記に大きな影響を及ぼしたところであつた。

平田氏による指摘のうち、『扶桑略記』の編者が様々な書物から記事を抄出する際の態度について着目すると、原則史料を原文に忠実に抄出するのみに止めていることが分かる。また史料批判がなされている場合も、諸書間の異同や年月日の矛盾など、科学的な立論であるものが多いようである。しかし一方で、長

文を抄出する際には省略の方法が粗雑であつたり、それぞれに独立している条を一つにまとめることで、原文とは異なる誤った意味になってしまっている箇所も見受けられるという。つまり、『扶桑略記』には一部作為的部分が存在し、抄出される記事全ての内容をそのまま信頼することはできないと言えるだろう。

また、堀越光信氏は『扶桑略記』の成立年代と編纂目的^⑦で、『扶桑略記』本文の成立年代と編者について考察するなかで、本文中には杜撰な点が多々存在すること、それにより未定稿のように感じられることを指摘している。以下に引用する。

『略記』本文の成立年代に関しては通説の寛治八年(一〇九四)以降、堀河天皇の末年(嘉承二年・一一〇七)までの間とするに不可はない。その根拠は、上限については最末記事が寛治八年三月二日の関白師実の淨妙寺参詣の記事であること、下限は堀河天皇を「今生天皇」として居るところにある。が、これに加えて、『略記』は藤原師通が主宰し、大江匡房が中心となって編纂したとみられることを考慮に入れることによって、更にその間を締め得るのではないだろうか。

『略記』本文の成立年代の下限については、『略記』が私見の如く師通のもとに匡房が中心となって編纂された書であるならば、編纂の中心人物たる匡房は承徳二年（一〇九八）に権氏として太宰府へ下向しており、またその翌年に主宰者たる師通が薨じていることから、匡房が下向した承徳二年までには『略記』は一応の完成をみたのみなければならぬであろう。

しかしながら、『略記』の本文中には年月日の誤りや、記事引抄による誤りなど杜撰な点が多々存在し、その意味に於いては未定稿の謄りを免れ得ないであろう（それ故、匡房が注記及び裏書をほどこすに及んだのではないだろうか）。

さらに同氏は「『扶桑略記』註記・裏書、加筆者管見」で、『扶桑略記』の注記は杜撰な点も多々見受けられる本文に対して綿密に考証されており、また裏書は本文における不足や不備を補うために附加されたものであることが指摘されている。そして、注記・裏書ともに『扶桑略記』成立当初から本来的に存在するものであることもまた指摘している。以下に引用する。

『略記』という書は杜撰性と考証の綿密性という相反する性格を一書中に有し、そのことは『日本書紀』に対応する部分に於て最も甚しく、『続日本紀』部分にも多く見出し得ることを平田俊春氏が指摘されている。それらを検討すると、『略記』が杜撰性をみせているのはその本文に於てであり、逆に考証の綿密性がみられるのはその性格上から当然のことながら注記の部分に於てなのである。しかも、そのように本文とは性格を異にする注記は管見の及んだ全ての写本に存し、本来的なものとみられるのである。（略）

『略記』の本文と裏書の両者を^{新訂}国史大系本を底本として比較してみると、本文と裏書とは類似記事をあげるのは極僅かで、巻第二十三の裏書の記事二百十條、第二十四の百三十七條、第二十五の六十一條の計四百八箇條中、ほんの三十数例にすぎず、その殆んどが本文にない記事あげているのである。また、その僅かに存する類似記事についてみてみると、本文にあげた記事の具体例をあげるもの、あるいはより詳しく説明するもの、また本文に於ては日付の定かならざるものについてそれを明確にする意味で記されたものとみられるのである。

以上のことより『略記』裏書は本文の足らざるところを、あるいは不備なる点を補う意味に於て附されたものであることは明白であろう。(略)

そして、その裏書は『略記』成立当初からの本来的なものであるとみて大過ないであろう。このようにみてくると、『略記』裏書は本文を補う目的で附加されたもので、その意味に於ては注記と同様の性格のものではないだろうか。

堀越氏の指摘より、『扶桑略記』に見える注記と裏書は、本文として抄出されている記事より信頼できると考えられるだろう。

では次に、『扶桑略記』における命蓮の加持祈祷について伝える記事を確認し、第二巻に語られる加持祈祷について従来どのような研究が行われてきたのかを確認していく。まず以下に『扶桑略記』第二十四裏書、延長八年八月十九日条に伝わる命蓮の加持祈祷に関する記事を引用する。

十九日庚戌。依修験之聞。召河内国志貴山寺住沙弥命蓮。令候左兵衛陣。為加持候御前。^⑩

これより、命蓮は修験者で河内国信貴山寺に常住しており、醍醐天皇の加持祈祷を宮中へ参内して行ったことが分かる。また、『扶桑略記』には命蓮以外にも当時醍醐天皇の加持祈祷を行った僧について伝えられている。前章で清涼殿落雷についての記事を引用したが、その続きに天台座主尊意(八六六〜九四〇)が加持祈祷を行ったことが以下のように確認できる。

座主尊意依勅候於禁中。毎夜献于加持。皇帝夢云。不動明王火焰赫突。威猛厲声。加持聖体。夢内尊重。覚後聞陀羅尼声。此則天台座主尊意也。左大臣曰。朕夢如斯。台山座主此非凡人。^⑪

ここで醍醐天皇は回復したと伝えられているがその三日後、再び病に臥し真言僧貞崇による加持祈祷が行われたことが他の文献に伝わっている。^⑫その後、醍醐天皇が回復したことを確認することはできず、『醍醐寺雑事記』「醍醐天皇崩事」には「延長八年從七月中旬不予」とあり、不調が続いていたことがうかがえる。他、『扶桑略記』においては第二十四裏書に同年「八月九日庚子。被定度者五百人事。依御藥也。」^⑬、同年同月「廿一日

壬子。自今日七ヶ日有御修法事。依御葉也。僧二十三⁽¹⁵⁾人。」と伝わっている。そして前章で確認した通り、同年九月二十九日に醍醐天皇は崩御してしまうのである。

さて先述した通り、国宝『信貴山縁起絵巻』第二巻では、命蓮は山を下りずに加持祈禱を行い醍醐天皇の病平癒を果たしたと語られており、『扶桑略記』に伝わる内容とは異なっている。第二巻に語られる命蓮の加持祈禱に関する先行研究ではこの点に着目し、考察が進められてきた。まず下店静市氏が「信貴山縁起の内容」⁽¹⁶⁾において、『扶桑略記』の記事と第二巻とを比較し、山を下りずに天皇の病平癒を果たした第二巻の命蓮は、高僧として強調されていることを指摘しつつ、しかしそれだけでは解釈が不十分であると考察した。以下に引用する。

此の説話の現実性は扶桑略記の文によつて明らかである。それは延長八年八月十九日の事であつた。此の日命蓮は召されて左兵衛の陣に候した。此の事実は秋毫疑の余地がない。かくて命蓮は「爲^二加持^一候^二御前^一」したのである。今翻つて縁起の文をみるに、前にも指摘する如く、繰返し繰返し山を出なかつた事を反復してゐるのである。こゝに大なる事実としての開きがある。即ち扶桑略記は明かに宮

中に参候したことを明記してゐる。この動かぬ事実を掩ふてまでも縁起は彼が山を降らなかつた事を反復力説してゐるのは注目に値しよう。それはあからさまに御加持の事実⁽¹⁷⁾に附会して、これを説話化してしまつたものであることを示してゐる。

何故事實は捏げられたか。命蓮を高僧として強調するた⁽¹⁸⁾めであるといふ見方によつて、この疑に対する一応の解釈がつくであらう。しかし単にそれだけで此の説話が出来てゐるとすれば、特に反復する命蓮の動かぬことの真意義が不明である。また事實を捏げて説かれた此の奇蹟は何事を意味してゐるのか。命蓮伝としての実録ではなく、一箇の仏教説話としての立場よりすれば、命蓮の法徳の偉大さを説くとする考はこゝに一応撤回しなければならぬ。もつと別なところに奇蹟の意味を探求しなければならぬ。何となれば表面的な事実による一応の解釈は、縁起文がすでに辻褄を、それ自体に於て合せてゐるからである。

また、桜井好郎氏は「社寺縁起の世界―巨視的に」⁽¹⁷⁾で、第二巻に語られる命蓮の験力が事実とは異なることを指摘した上で、『扶桑略記』に見える命蓮は沙弥とされ未だ比丘ではない点に

も注目し、指摘した。以下に引用する。

命蓮は「しぎといふところにおこなひて、さとへいづることもなきひじり」でありつづけ、勅使が宣旨によってお召しなのだといっても、「なにごとにめすぞとて、さらにうごき気もなし」という有様。しかも、その威力は顕密仏教を超える。實在の命蓮はそうではないらしい。『扶桑略記』第二十四の裏書、延長八年（九三〇）八月十九日の記事によれば、命蓮は醍醐天皇の病気をなおすために宮中に入ったという。「左兵衛の陣に候せしむ。加持のために御前に候す」とあるごとくである。現実には命蓮の祈りのききめもなく、天皇は死ぬ。ただ「河内国信貴山寺住、沙弥命蓮を召したとあるのは、見逃せない。顕密仏教のほうから見れば、命蓮は出家したとはいうものの、具足戒を受けた比丘ではないのである。

桜井氏の指摘からは東大寺での受戒以前の、山岳修行者としての命蓮像が浮かび上がってくる。これは『今昔物語集』巻第十一「修行僧明練始建信貴山語第三十六」に語られる明練を思い起こさせる。さらに筆者の前稿で、『今昔』所収話における

山岳修行者と国宝『信貴山縁起絵巻』第一巻における受戒者という、異なる性質を持つ仏教者として語られる命蓮に着目し、後者は作り上げられた命蓮像なのだ指摘したこととも繋がってくるわけである。

そして、高橋貢氏は「史実と物語と―信貴山縁起をめぐる―」¹⁹⁾で、『扶桑略記』に命蓮の加持祈祷を確認できることを踏まえ、第二巻は抜群の験力を持つ命蓮を語るため、虚構された話であると推考した。その際、『扶桑略記』に抄出されている記事の信頼性についても言及している。以下に引用する。

またもちろん『扶桑略記』の記事すべてが信頼できるとは限らない。説話や伝記、縁起をとり上げた記事があるので、貴族の日記に比べると、歴史上の事実そのものの記録とは言えないであろうが、命蓮を召して加持させたことは、後の記録であるが、『山槐記』長寛三年（一一六五）六月二十八日条にあることから、『扶桑略記』の記事の方が、より史実に近いことは言えよう。なお『信貴山文書』の命蓮の願文には何も記さない。これらの点に配慮して考えると、『縁起』の延喜加持の話は、『扶桑略記』とは別の伝承によったか、あるいは史実にヒントを得て虚構された話と

みる方がよいであろう。(略)一方、聖の伝記としては、聖は験力が抜群で、鉢に倉を載せて飛ばすこともできると考えられているので、天皇の病気を加持して効果がなかったのでは困る。そこで伝記形成、あるいは作成の段階で虚構が加えられたとみたい。

これら、第二巻に語られる命蓮の加持祈禱と『扶桑略記』に伝わる命蓮の加持祈禱とに着目した先行研究では、『扶桑略記』の記事を脚色して第二巻のような高僧命蓮像が作り上げられたと考えられてきたことが分かる。ただし本章で確認してきたように、『扶桑略記』に伝わる記事がどれほど信頼できるものであるかは改めて考えるべきだろう。また『扶桑略記』の成立年代は未詳であり、従来撰者であると考えられてきた皇円の生没年も未詳であるため、十二世紀後半成立の国宝『信貴山縁起絵巻』との先後関係を推考することは困難である。ただし、堀越氏による撰者大江匡房(一〇四一―一一一一)²⁰説により彼が存命中に成立していたなら、国宝『信貴山縁起絵巻』成立以前にすでに『扶桑略記』が成立していた可能性も考えられるだろう。第二巻では他の文献に伝わる内容とは異なり、山を下りずに加持祈禱を行い天皇の病平癒を果たす命蓮の功験の大きさが語ら

れる。これらの命蓮像から、第二巻の内容そのものかは明らかでないが、国宝『信貴山縁起絵巻』が成立したと考えられる院政期にはすでに、命蓮の伝記が伝わっていた可能性を指摘しておきたい。

三、『山槐記』における命蓮の加持祈禱

命蓮による醍醐天皇への加持祈禱は『山槐記』にも伝わる。前章で取り上げた『扶桑略記』の記事を踏まえ、本章では『山槐記』に見える命蓮の加持祈禱に関する記事に着目する。

『山槐記』は中山内大臣藤原忠親の日記である。日記は仁平元年(一一五二)から文治元年(一一八五)までの三十五周年にわたり、逸文はさらに建久五年(一一九四)に及ぶ。正記は伝存しない。日記であることから、『山槐記』に伝わる記事は史実に基づいたものであると判断できる。したがって、『扶桑略記』に伝わる記事よりも信頼できることは明らかである。なお、以下に引用する『山槐記』の記事は『増補「史料大成」』を参照した。底本は内閣文庫所蔵旧温故堂本で、さらに不足部分を柳原本、野宮本、大炊御門本、東京大学附属図書館本、山田本、田中本、洞院家記、進献記録抄纂等の諸本を用いて補足

されたものである。また『特別展 国宝 信貴山縁起絵巻―朝護孫子寺と毘沙門天王信仰の至宝―』⁽²²⁾において、中山定親（二四〇一〜一四五九）が正長元年（一四二八）に書写した写本（京都大学総合博物館蔵）が確認できたが、引用中に穴あきになっている部分は損傷により読解不可であることを指摘しておく。

さて、『山槐記』長寛三年（一一六五）六月条には、命蓮の加持祈祷について以下のように伝えられている。

廿八日乙巳 或人曰、新院御惱猶不輕、今日石屋聖人密參入奉灸御胸二所、各廿一草、相模守信保奉灸□□聖人療転屍病云々、自平中納言被奉云々、□□天皇獲麟之時、召信貴山命蓮聖人、令□□院崩給之時、召三瀧聖人、雖有先蹤至于医療□可不・者也、後聞、又有御鹿食事、其後御病□□御絶入、其後又不聞食云々、

ここでは、かつて天皇の加持祈祷を行った人物として命蓮の名が挙げられている。命蓮が加持祈祷を行った天皇の名は不明だが、先述した『扶桑略記』に伝わる記事の存在もあり醍醐天皇だろうと考えられてきた。国宝『信貴山縁起絵巻』の成立年代

については、描かれる景観に着目した先行研究より十二世紀半ば過ぎ、とくに承安年間（一一七一〜一一七五）以後、東大寺大仏殿の落慶供養が行われた建久六年（一一九五）以前であると考察されている。⁽²³⁾『山槐記』に命蓮の名が伝わるのは長寛三年のことであり、承安年間にはすでにこの記事が存在していたことになる。したがって、第二巻を制作する際に『山槐記』に伝わる命蓮が参照された可能性も考えられるだろう。ただし、国宝『信貴山縁起絵巻』の成立年代については未だ断定できない。そのため、成立年代が従来指摘されてきた十二世紀半ば以降であれば、『山槐記』が国宝『信貴山縁起絵巻』第二巻の内容を踏まえて、天皇の加持祈祷を行った人物の例に命蓮を挙げたという可能性もまた否定できないだろう。

このような関係にある第二巻と『山槐記』については従来、以下のような研究が行われてきた。まず、大串純夫氏は「信貴山縁起絵巻の成立をめぐる歴史的諸条件―同絵巻研究の序説として―」⁽²⁴⁾で、『山槐記』に見える命蓮は『扶桑略記』から連想されているらしいこと、修験僧として連想されていること、また「信貴山命蓮聖人」という表記が命蓮への尊崇の念をより強めていることを推考した。以下に引用する。

長寛三年は、本稿初頭に想定した信貴山縁起絵巻の作期（一一六九年～一一八〇年頃・引用者注）のほぼ上限に相当する。（略）そういう時期に当つて、二條院重態に際し、信貴山の命運が思い出されていることは面白い。殊に、この記事から察すると、命運は（信貴山に居ながらにして天皇を加持した）絵巻の主人公としてよりも（尊意僧正の加持の最中にひそかに左兵衛府に出頭した）扶桑略記の修験僧として連想されているらしいことは興味がある。然も、扶桑略記の「志貴山住沙弥命運」は、山槐記では「信貴山命運聖人」となつていて、彼に対する尊崇の念は一層強まつたことが想像される。

また、井上光貞氏が「命運聖について」という論文で初めて『山槐記』に伝わる命運の加持祈禱に関する記事を引用し、命運が加持祈禱を行ったのは「延喜帝」だろうと推測しつつ、内容が事実と異なるとはいへ、国宝『信貴山縁起絵巻』成立に関する重要な記録であることを主張している。以下に引用する。

もし一步譲つて、それが延喜帝ではなかつたにしても、命運聖が天皇の病のために加持をしたという、今昔物語（巻

第十一「修行僧明練始建信貴山語第三十六」・引用者注）にはない話が、宇治拾遺（巻八ノ三「信濃国聖事」・引用者注）成立以前にみいだされることになるわけである。もつとも、厳密にいうと、ここでの話は臨終の時の加持であるから、縁起の話とはちがつて命運聖人の加持は功を奏しなかつたのであろう。そのことは獲麟という文字からばかりでなく、三瀧聖人のそれも臨終の時のことであつたことや、また次に続く

雖有先蹤、至于医療、□可不聖・者也

が脱漏などによつて意味がとれないにしても石屋聖人の灸治に対して著者が批判的な態度をとっているらしいことからもうかがわれることである。このように話の内容が少し違つているらしいことも、興味ある事柄であるが、ともかくも、この山槐記の記事は、志貴山縁起の話の成立を考へる上に、見逃してはならないものである。

そして、並木誠士氏は「縁起としての信貴山縁起絵巻」において、第二巻に語られる命運が史実とは異なることについて、この改変は、後半に登場する護法の存在を踏まえた説話的潤色であろうと指摘した。以下に引用する。

つまり、醍醐天皇の病を治したのは命蓮（毘沙門天）ではないということは、少なくとも同時代の人は知っていた

であろうし、ましてやそれが天台宗との勢力争いのなかで利用されるような価値のあるものであったとも考えられない。ただし、実際の天皇の病より二百年以上を経た時期の『山槐記』の長寛三年（一一六五）六月二十八日の条に、「□□天王獲麟之時、召信貴山命蓮聖人」という記事があるため、十二世紀の後半に醍醐天皇の病と命蓮の加持が一体感をもって語られていたことは推測できる。そのような状況を背景に考えれば、史実からの改変は、たんに説話的なおもしろさの方向へ向かっているというよりは、毘沙門天の眷属である剣の護法を登場させるといふように縁起としての体裁を意識したうえで説話的潤色であると捉えるべきであろう。

先行研究より、『山槐記』が第二巻に語られる命蓮の加持祈祷に、また命蓮像に影響を与えたと考えられてきたことが分かる。加えて、『山槐記』にも命蓮の加持祈祷が成功したとは伝えられておらず、やはり第二巻は史実とは異なる内容を語るこ

とが明らかである。なお、『山槐記』に命蓮の加持祈祷が伝えられていることから、前章で指摘したように院政期には命蓮の伝記がすでに伝わっていた可能性が指摘できるだろう。

また、『山槐記』に命蓮と共に名が挙げられている石屋聖人と三瀧聖人であるが、その名から修験者であることがうかがえる。命蓮も山岳修行者であることは明白であり、国宝『信貴山縁起絵巻』の制作意図を推考する際、修験との関係についても考察する必要があることが指摘できる。第二巻に語られる命蓮と『山槐記』に伝わる修験者たちが行う天皇の加持祈祷から、修験者にとつてそれがどのような意味を持っていたのか、また修験と天皇の加持との関係についても問題となるが、これについては別稿で述べることとしたい。

まとめ

小稿では国宝『信貴山縁起絵巻』第二巻「延喜加持卷」を取り上げ、命蓮による醍醐天皇への加持祈祷について考察を進めてきた。第二巻では、醍醐天皇の病平癒のために様々な加持祈祷が行われるも回復の兆しが見えぬなか、命蓮が宮中へ参内することなく山に居ながらにして加持祈祷を行い、醍醐天皇の病

平癒を果たすという物語が語られる。第二巻における醍醐天皇の病は延長八年六月二十六日に起こった清涼殿落雷によるものと考えられ、当時命蓮を含む数多の僧により加持祈祷が行われるも、史実からその後醍醐天皇の不調は続き崩御してしまうことが確認できる。また当時、命蓮が宮中に参内し醍醐天皇の加持祈祷を行ったことは『扶桑略記』と『山槐記』に伝わる。第二巻に語られる加持祈祷については従来、これら他の文献に伝わる命蓮の事績を基に作り上げられたものと指摘されてきたわけだが、小稿では各記事の存在から、国宝『信貴山縁起絵巻』成立時、つまり院政期には国宝『信貴山縁起絵巻』の内容そのものとは断定できないが、すでに命蓮の伝記が伝わっていた可能性を指摘した。また、第二巻に語られる命蓮は国宝『信貴山縁起絵巻』三巻のうち唯一、他の文献に命蓮の事績が確認できる巻である。このことは、国宝『信貴山縁起絵巻』全体の制作意図にも関わって考えると考えられる。では何故に、第二巻において史実とは異なる命蓮の法力の強さが語られたのだろうか。小稿では詳述できなかったが、当時命蓮も関わったとされる醍醐天皇の加持祈祷について、まずその実態を確認する必要があるだろう。また、命蓮が山岳修行者であることや、『山槐記』に天皇の加持を行った人物としてやはり修験者の名が挙がって

いることから、修験者にとつて天皇を加持することによる意味があったのか、修験者、とくに真言僧と天皇の加持祈祷の関係についても考察する必要がある。これらについては別稿で述べることにしたい。

〔注〕

- (1) 黒坂勝美氏編『日本紀略 後篇 百鍊抄』(『新訂増補 国史大系』第十一卷、吉川弘文館、二〇〇〇年)
- (2) 黒坂勝美氏編『扶桑略記 帝王編年記』(『新訂増補 国史大系』第十二卷、吉川弘文館、一九九九年)
- (3) 各資料を引用する際、順に以下を参照した。
 - ・ 黒坂氏前掲書、注1
 - ・ 同右
 - ・ 埴歩己一氏編『群書類従』第二十五輯雑部、続群書類従完成会、一九六〇年
 - ・ 同右
 - ・ 故実叢書編集部編『新訂増補 故実叢書』第十九回、明治図書出版・吉川弘文館、一九五二年
 - ・ 黒坂氏前掲書、注2
- (4) 「重明記」は、表の四・五番に見える「李部王記」に同じ。

醍醐天皇の第四皇子である重明親王の日記。現在は逸文が伝存するのみ。米田雄介氏、吉岡真之氏『資料纂集 吏部王記』、続群書類従完成会、一九七四年

- (5) 堀越光信氏『扶桑略記』撰者考(『皇学館論叢』第十七卷第六号、一九八四年十二月)、同氏『扶桑略記』裏書に関する覚書(『史料』九五号、一九八八年六月)、また後掲する論文(注7・注8)においても、『扶桑略記』の各特長から撰者は皇円ではなく大江匡房を含む複数の人物ではないかと指摘されている。

- (6) 『文学部論叢』五号、一九五六年二月
(7) 『皇学館論叢』第十八卷第二号、一九八五年四月
(8) 『史料』第七四号、一九七四年十二月
(9) 黒坂氏前掲書、注2
(10) 同右
(11) 小稿では詳述できなかったが、第二巻に語られる命運のモデルを尊意と推考する先行研究は以下。大串純夫氏「信貴山縁起の画面解釈(二)」(『国華』七三九号、一九五三年十月)、中村義雄氏「信貴山縁起絵巻の詞書についての覚書」(『仏教芸術』二七、一九五六年三月、同『絵巻物詞書の研究』第六章、角川書店、一九八二年再録)

- (12) 『古今著聞集』巻第一神祇第一—三「貞崇法師勅に依りて念仏の時稲荷神託宣の事」(永積安明氏、島田勇雄氏校注『古今著聞集』(『日本古典文学大系』八四)、岩波書店、一九六六年)、元亨釈書 卷第九「貞崇」(黒坂勝美氏編『日本高僧伝要文抄 元亨釈書』(『新訂増補 国史大系』第三十一巻、吉川弘文館、二〇〇〇年))

- (13) 埴氏前掲書、注3
(14) 黒坂氏前掲書、注2
(15) 同右

- (16) 『画説』一一二、一九三八年十月
(17) 宮家準氏編『民族と儀礼・村落共同体の生活と信仰』(大系 系 仏教と日本人 九)春秋社、一九八六年)
(18) 拙稿「国宝『信貴山縁起絵巻』第一巻「山崎長者巻」に関する一考察」(『国文学』第一〇四号、二〇二〇年三月)
(19) 『平安朝文学研究』第四十八号、二〇二二年三月
(20) 注5を参照されたい。
(21) 増補「史料大成」刊行会編『山槐記二』(増補「史料大成」臨川書店、一九六五年)
(22) 奈良国立博物館編、奈良国立博物館・読売新聞社、二〇一六年

- (23) 国宝『信貴山縁起絵巻』の成立年代については、以下の論文で考察されている。福山敏男氏「信貴山縁起に見ゆる建築」(『画説』三一、一九三九年七月)、大串純夫氏「信貴山縁起絵巻の成立をめぐる歴史的諸条件―同絵巻研究の序説として―」(『美術研究』一七七、一九五四年九月)、鈴木敬三氏「風俗から見た信貴山縁起絵巻周辺」(『仏教芸術』二七、一九五六年三月)、五月女晴恵氏「年中行事絵」に見える「信貴山縁起絵巻」からの図様転用について―その転用態度に現れた「信貴山縁起絵巻」の性格―」(『美術史論叢』一三三、二〇〇七年三月)、谷口耕生氏「総説 信貴山縁起絵巻と朝護孫子寺の毘沙門天能信仰」(奈良国立博物館前掲書、注22)
- (24) 大串氏前掲論文、注23
- (25) 『仏教芸術』二七、一九五六年三月
- (26) 『京都工芸繊維大学工芸学部研究報告「人文」』四五、一九九七年三月

(おおにし はるか／本学大学院生)

